

投票の場所

お住まいの区域によって投票所は異なります。  
投票所入場券にも記載していますので、確認してください。

☎松前町選挙管理委員会 ☎ 985-4132

投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5	東公民館	神崎・鶴吉
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9	北川原集会所	北川原・塩屋

# 愛媛県議会議員選挙

一票に思いをのせて。

投票日 4月12日(日) 7～20時



投票できる人

平成7年4月13日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

① 平成27年1月2日以前に松前町に転入届を出した(住民登録がある)人で、引き続き松前町に住んでいる人

② 松前町の選挙人名簿に登録されていて、平成27年1月3日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、引き続きその転出先の市町に住んでいる人

※ ②については、投票するときに、住民票担当課で発行する「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の証明書(引き続き証明書)」の提示が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

※ 投票当日に選挙権があり、松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

※ 他の市町の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市町での投票となります。

※ 不在者投票は、早めにお問い合わせください。

期日前投票

仕事、病気またはレジャーなどで投票日に投票できない人のために設けられた制度が「期日前投票」です。

期日前投票では、住所、氏名、生年月日などのほか、投票日当日に投票できない理由を記入した宣誓書を提出してもらいます。

宣誓書は期日前投票所に備え付けてあります。

また、町ホームページから印刷もできますので、あらかじめ記入して持ってくると、スムーズに投票することができます。

- 期間 4月4日①～4月11日①
- 時間 8時30分～20時
- 場所 役場2階大会議室
- 持参物 投票所入場券、引き続き証明書(必要な人のみ)

郵便等による不在者投票

身体に一定の障がいがあり、あらかじめ郵便等投票証明書を申請した人は、郵便で投票することができます。投票用紙の請求期限は4月8日②です。

インターネットによる選挙運動

インターネットを使った選挙運動については、選挙運動の方法、できる人、期間、電子メールを送れる相手先、アドレスの表示義務や記録の保存義務など守らなくてはならないルールがあります。

必ず総務省ホームページで確認してから正しく使ってください。



点字投票・代理投票

目の不自由な人には、投票所に点字器があります。字を書くのが不自由な人は、本人に代わって職員が代理で書くことができる代理投票制度があります。各投票所で申し出てください。

投票の秘密は絶対に守られます。

投票所入場券

投票所入場券は、4月3日③(告示日)から選挙人に郵送を開始する予定です。

4月12日④の投票日が近くなっても、投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会にご連絡ください。

また、投票所入場券がない場合でも、上記の「投票できる人」であることが確認できれば投票できますので、投票所の受け付けで申し出てください。

選挙公報

候補者の考え方が分かるよう、選挙公報を、4月10日⑤までに新聞の折り込みでお届けする予定です。

その他、東・西・北公民館、文化センター、役場でもお渡しするほか、県選挙管理委員会のホームページでも確認できます。

第1投票所



第2投票所



第3投票所



第4投票所



第5投票所



第6投票所



第7投票所



第8投票所



第9投票所

